

入札・契約情報

工事名	岐阜県健康科学センター雑排水ポンプユニット修繕工事
工事場所	岐阜県健康科学センター研究所棟（保健環境研究所）地下1階
契約相手	昭和建物管理株式会社 岐阜支社
契約相手方住所	岐阜市宇佐南4-8-16-201
工期（自）	令和2年12月17日
工期（至）	令和3年2月15日
契約金額（税込）	¥4,078,360円
概要	故障したポンプユニットの取替修繕
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当することから、一者見積りによる随意契約とした。

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 又は第 7 号により随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>競争入札に付すことが不利と認められるとき、 又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締 結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>令和 2 年 11 月 17 日に岐阜県健康科学セン ター清掃・環境衛生管理業務受託者である昭 和建物管理株式会社岐阜支社による給水管 及び排水管点検の際、雑排水ポンプユニット が異常加熱しているのを発見した。原因を調 査したところ、制御弁（フート弁・逆止弁） が破損し、ポンプ自体も経年劣化して傷みが 酷い状態であることが判明した。雑排水ポン プは 2 本あり、一本は完全に壊れ、もう一本 は壊れる寸前でかろうじて稼働している状 態である。雑排水は汚水・汚物を排出するの に使用するため、緊急に修繕を行う必要があ る。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>当該不良の内容、箇所及び機器の構造は、 受託者である昭和建物管理株式会社岐阜支 社が知悉しており、他社に依頼した場合、点 検作業から再び行う必要があるため、見積り を行うだけでも経費が発生する。また本修繕 は緊急に行う必要があるため、対応可能な業 者も同社をおいてほかにない。</p> <p>以上により、当該案件は競争入札に付すこ とが不利と認められるため、昭和建物管理株 式会社岐阜支社と随意契約を行う。</p>